

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市職員服務規則の一部改正  
 (人事課) 2

### —— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 3
- 公示送達 (高齢福祉課) 3
- 町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更  
 (総務課) 4
- 公示送達 (保険医療課) 10
- 公示送達 (税務課) 12
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 12
- 公示送達 (税務課) 13
- 公示送達 (高齢福祉課) 14

### —— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (契約検査課) 15
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (契約検査課) 19
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定  
 (歴史文化財課) 22
- 公募型プロポーザル方式による業務実施事業者の選定 (学校給食センター) 23
- 農用地利用集積計画の縦覧  
 (農林振興課) 23

- 亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画(変更)の縦覧  
 (都市計画課) 23
- 都市公園の供用開始 (都市整備課) 24
- 公募型プロポーザル方式による受託事業候補者の選定 (都市整備課) 25

### —— 任免及び辞令 ——

#### 教育委員会欄

### —— 任免及び辞令 ——

#### 農業委員会欄

### —— 公 告 ——

- 令和5年8月定例総会の開催 27
- 令和5年9月定例総会の開催 27

#### 上下水道部欄

### —— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示 28
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示 28
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示 28
- 亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示 29

# 規則

亀岡市職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第27号

## 亀岡市職員服務規則の一部を改正する規則

亀岡市職員服務規則（昭和30年亀岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項を削る。

第6条第1項中「職員は、常に職員証（別記第1号様式）を」を「職員（会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）は、市が交付する職員証（別記第1号様式）を常に」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第6条関係）

亀 岡 市 職 員 証			
氏 名			
生年月日	年 月 日	職員番号	
上記の者は亀岡市職員であることを証明する			
有効期限	年 月 日	亀岡市	印
注意事項			
1 本証は常に携帯し、職務の執行上必要があるときはこれを提示しなければならない。			
2 本証を紛失又は損傷したときは、直ちに届け出なければならない。			
3 本証を他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。			
4 本証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに届け出なければならない。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

## 亀岡市告示第150号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 送達する書類

令和5年度

後期高齢者医療保険料額決定通知書

### 2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第151号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年8月2日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 送達する書類

督促状 令和5年度第1期分介護保険料

### 2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市内の町の区域を設定し、並びに町の区域及び名称を変更する。

なお、その効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から生じる。

令和5年8月7日

亀岡市長 桂川孝裕

## 町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更調書

町	地番	付記
千代川町高野林高ノ畑	2の8	一部
〃	2の9	〃
千代川町小林北ノ田	10の2	
〃	10の4	
〃	11の1	
〃	11の2	
〃	15の2	一部
〃	18の1	
〃	18の2	
〃	18の3	
〃	18の4	一部
〃	19	
〃	20の1	一部
〃	20の2	
〃	20の3	
〃	20の4	
〃	21	一部
〃	22	〃
〃	32	〃
〃	33	〃
〃	34の2	〃
〃	38	
〃	39	
〃	40	
〃	41	
〃	42	
〃	43	
〃	44	
〃	45の1	

町	地番	付記
千代川町小林北ン田	100の1	
〃	100の2	
〃	101	一部
〃	102	〃
〃	103	〃
〃	104	〃
〃	109	〃
〃	112	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもつて千代川町明晴一丁目を設定する。

町	地番	付記
千代川町高野林高ノ畑	2の2	一部
〃	2の3	〃
〃	2の5	〃
〃	2の6	
〃	2の8	一部
〃	2の9	〃
〃	3	
〃	4	一部
〃	8の1	〃
〃	12の1	〃
〃	39の3	
〃	40の1	一部
〃	40の2	
〃	40の3	
〃	41の1	一部
〃	41の2	
〃	41の3	
〃	42	
〃	43	

町	地番	付記
千代川町小林北ン田	45の2	
〃	45の3	
〃	45の4	
〃	46	
〃	47	
〃	48の1	
〃	48の2	
〃	48の3	
〃	48の4	
〃	49の1	
〃	49の7	
〃	49の8	
〃	49の9	
〃	49の20	
〃	70の1	
〃	70の4	
〃	71	
〃	72の1	
〃	76	
〃	78	
〃	79	
〃	81	
〃	82	
〃	83	
〃	84	
〃	85	
〃	94	一部
〃	95	〃
〃	98の1	
〃	98の2	一部
〃	99	

町	地番	付記
千代川町小林北ン田	21	一部
〃	23	〃
〃	24の1	〃
〃	24の2	〃
〃	25	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介入する道路及び水路をもつて千代川町明晴二丁目を設定する。

町	地番	付記
千代川町小林美都路	1の2	一部
〃	2の1	〃
〃	2の2	〃
〃	3の1	〃
〃	3の2	〃
〃	3の3	〃
〃	3の4	〃
〃	4	一部
〃	5の1	〃
〃	5の2	〃
〃	6	〃
〃	7	〃
〃	8	〃
〃	9	〃
〃	14	〃
〃	15の1	〃
千代川町小林北ン田	21	〃
〃	22	〃
〃	23	〃
〃	24の1	〃
〃	24の2	〃
〃	24の3	〃

町	地番	付記
千代川町高野林高ノ畑	46の1	
千代川町高野林腰前	1	
〃	2	
〃	3の1	
〃	3の2	
〃	3の3	
〃	3の4	
〃	3の5	
〃	3の6	
〃	3の7	
〃	4	一部
〃	5	
〃	6の1	
〃	6の3	
〃	7の1	
〃	7の2	一部
〃	7の3	〃
千代川町小林美都路	4	〃
〃	5の1	〃
〃	5の2	〃
〃	6	〃
〃	33	〃
千代川町小林北ン田	13の13	
〃	13の17	
〃	14の1	
〃	14の2	
〃	14の7	
〃	14の15	
〃	15の2	一部
〃	18の4	〃
〃	20の1	〃

町	地	番	付	記
千代川町小林北ン田	25		一	部
〃	26			
〃	27			
〃	28			
〃	29			
〃	30			
〃	31			
〃	32		一	部
〃	33			〃
〃	34の1			
〃	34の2		一	部
〃	34の3			
〃	101		一	部
〃	102			〃
〃	103			〃
〃	112			〃
〃	113			〃
〃	121の1			〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもつて千代川町明晴三丁目を設定する。

町	地	番	付	記
千代川町高野林腰前	4		一	部
千代川町小林美都路	6			〃
〃	7			〃
〃	8			〃
〃	9			〃
〃	10			〃
〃	11			〃
〃	12の1			〃
〃	12の2			〃

町	地	番	付	記
千代川町小林美都路	13			
〃	14		一	部
〃	15の1			〃
〃	16の1			〃
〃	17			〃
〃	18の1			〃
〃	19の1			〃
〃	19の2			〃
〃	22			〃
〃	23			〃
〃	24の1			〃
〃	24の10			〃
〃	25			〃
〃	26の1			〃
〃	29			〃
〃	30			〃
〃	31			〃
〃	32			〃
〃	33		一	部
〃	34の1			〃
〃	35の4			〃
〃	35の5			〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもつて千代川町明晴四丁目を設定する。

町	地	番	付	記
千代川町小林美都路	1の1			
〃	1の2		一	部
〃	15の1			〃
〃	15の2			〃
〃	15の3			〃

町	地番	付記
千代川町小林北ン田	114	一部
"	115	"
"	116	"
"	121の1	"
"	121の2	"
千代川町小林植田	64	一部
"	65の1	"
"	65の2	"
"	66	"
"	67	"
"	68の1	"
"	68の2	"
"	69の1	一部
"	81	"
"	82	"
"	83	"
"	84の1	"
"	84の2	"
"	84の3	"
"	85の1	一部
"	88	"
"	89	"
"	92の1	"
"	93	"
"	94の1	一部
"	95	"
"	100	"
"	101	"
"	104の6	一部

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもつて千代川町明晴五丁目を設定する。

町	地番	付記
千代川町小林美都路	16の1	一部
"	16の2	"
"	16の3	"
"	16の4	"
"	17	一部
"	18の1	"
"	18の2	"
"	18の3	"
"	19の1	一部
"	19の2	"
"	19の3	"
"	19の4	"
"	20	"
"	21	"
"	22	一部
"	23	"
"	24の1	"
"	24の2	"
"	24の3	"
"	24の7	"
"	24の8	"
"	24の9	"
"	24の10	一部
"	25	"
"	26の1	"
"	27の6	"
"	27の7	"
千代川町小林北ン田	112	一部
"	113	"
"	113の1	"
"	120	"



町	地番	付記
千代川町小林植田	58の1	一部
〃	58の2	〃
〃	59の2	〃
〃	63の1	
〃	63の2	
〃	63の3	
〃	63の4	
〃	64	一部
〃	65の1	〃
〃	65の2	〃
〃	67	〃
〃	69の1	〃
〃	69の2	
〃	69の3	
〃	80	一部
〃	81	〃
〃	85の1	〃
〃	85の2	
〃	86	一部
〃	88	〃
〃	89	〃
〃	91の2	〃
〃	92の1	〃
〃	92の2	
〃	92の3	
〃	92の4	
〃	94の1	一部
〃	94の2	
〃	94の3	
〃	95	一部
〃	96の1	

町	地番	付記
千代川町小林植田	96の4	一部
〃	96の6	〃
〃	98の3	
〃	100	一部
〃	104の6	〃
〃	105の2	
〃	105の3	
〃	105の4	一部

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもつて千代川町明晴六丁目を設定する。

町	地番	付記
千代川町高野林高ノ畑	40の1	一部
〃	41の1	〃

上記の土地を千代川町高野林北ノ田に変更する。

町	地番	付記
千代川町高野林腰前	7の2	一部
〃	7の3	〃

上記の土地及びその土地に隣接する道路を千代川町高野林東田に変更する。

町	地番	付記
千代川町小林植田	66	一部
〃	67	〃

上記の土地並びにその土地に隣接する道路及び水路を千代川町小林北ノ田に変更する。

備考 地番は、令和5年3月27日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第153号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年8月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
4	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和5年度第1期	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和5年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第154号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年8月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度市民税・府民税納税通知書

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送

達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第155号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和5年8月10日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0138-13024

1 当該者生年月日

昭和30年6月29日

2 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

令和4年10月4日

4 無効になる日

令和5年8月10日

「揭示済」

亀岡市告示第156号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年8月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和5年度 市民税・府民税 徴収方法変更通知書	省略	省略
2	令和5年度 市民税・府民税 税額変更通知書	省略	省略
3	令和5年度 市民税・府民税 税額変更通知書	省略	省略
4	令和5年度 市民税・府民税 徴収方法変更通知書	省略	省略
5	令和5年度 市民税・府民税 徴収方法変更通知書	省略	省略
6	令和5年度 市民税・府民税 税額変更通知書	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第157号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年8月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和5年度第2期分介護保険料

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第60号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 工事番号    | 5環政第1号  |
| (2) 工事名     | (仮称) 環境政策情報発信・交流拠点施設整備工事（建築）  |
| (3) 工事場所    | 亀岡市保津町下中島地内   |
| (4) 工事種別    | 建築一式工事  |
| (5) 工事概要    | ①建築物概要<br>・構造・階数：木造一部鉄骨造・3階建て<br>・延面積：316.65㎡<br>②工事概要<br>・建築工事 一式<br>・機械設備工事 一式<br>・昇降機設備工事 一式   |
| (6) 工期      | 契約日の翌日から令和6年3月15日まで   |
| (7) 部分払     | 無   |
| (8) 前金払     | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |
| (9) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用  |
| (11) 入札保証金  | 免除  |
| (12) 契約保証金  | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者   |

が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

(1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）



※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年8月1日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年8月1日（火） 午後1時から なお、設計図書（図面等）は、 令和5年8月1日（火）午後1時から 令和5年8月30日（水）午後5時まで （閉庁日及び閉庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書（図面等）については、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布。
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年8月21日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年8月22日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年8月23日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり

質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年8月18日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年8月24日（木）午後3時まで	共通事項5-1のとおり	
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年8月28日（月） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり	
入札期間	令和5年8月31日（木） 午前9時から午後5時まで 令和5年9月1日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	予定価格の公表： 令和5年9月1日（金）午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和5年9月5日（火）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和5年9月6日（水）まで	共通事項5-2のとおり	
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和5年9月6日（水） 午前10時	令和5年9月7日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和5年9月7日（木） 午前9時から午後3時まで	令和5年9月8日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和5年9月7日（木） 午後3時以降	令和5年9月8日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

※ 設計図書（図面等）については、令和5年8月1日（火）午後1時から令和5年8月30日（水）午後5時までの間（閉庁日及び閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第61号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年8月2日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 5道舗改第1号
- (2) 工事名 市道南つつじヶ丘1号線道路舗装改良工事
- (3) 工事場所 亀岡市南つつじヶ丘大薬台1丁目地内外
- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=167.05m 幅員 W=5.97~8.96m  
路面切削工 路面切削 1,008.1m<sup>2</sup>

舗装打換え工	舗装版切断	14.9m
オーバーレイ工	表層	1,008.1m <sup>2</sup>
側溝工	現場打街渠版工	10.5m
構造物取壊し工		1式
運搬処理工		1式
交通管理工		1式
区画線工		1式
人孔蓋取替え工		7箇所

(6) 予定価格（税込）

9,006,800円

【入札書比較価格（税抜） 8,188,000円】

(7) 工期

契約日の翌日から100日間

(8) 部分払

無

(9) 前金払

有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(10) 最低制限価格

採用

(11) 入札保証金

免除

(12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品

無

(14) 契約書の要否

要

## 2 入札参加資格要件

(1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

## (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年8月2日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年8月2日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年8月8日(火) 午前9時から午後5時まで 令和5年8月9日(水) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年8月10日(木) 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年8月7日(月)午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年8月17日(木)午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年8月21日(月)午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年8月23日(水) 午前9時から午後5時まで 令和5年8月24日(木) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年8月25日(金) 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出することとし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第62号

亀岡市新資料館（仮称）整備基本構想策定支援業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年8月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市新資料館（仮称）整備基本構想策定支援業務

(2) 業務内容

整備検討委員会への参加及び運営支援並びに基本構想策定に関する業務並びに新資料館構想の報告取りまとめ

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 見積限度額

1,098,900円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、亀岡市新資料館（仮称）整備基本構想策定支援業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第63号

亀岡市学校給食用米飯委託業務について、公募型プロポーザル方式により業務実施事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年8月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名称

亀岡市学校給食用米飯委託業務

(2) 目的

亀岡市立小学校14校、義務教育学校(前期)2校及び学校給食センターにおける学校給食用米飯における玄米の調達、精米、炊飯、配缶、配送、回収等の業務委託

(3) 対象校等

亀岡市立小学校14校、義務教育学校(前期)2校及び学校給食センター

(4) 履行期間

令和6年4月1日から  
令和9年3月31日まで

(5) 業務内容

亀岡産キヌヒカリ1等米100%を通年使用することとし、その調達、精米、炊飯を行い、亀岡市立小学校14校、義務教育学校(前期)2校及び学校給食センターの学校給食用米飯における玄米の調達、精米、炊飯、配缶、配送、回収等の業務

2 その他

詳細は、亀岡市学校給食用米飯委託業務公募型プロポーザル実施要項及び亀岡市学校給食用米飯委託業務仕様書による。

「揭示済」

亀岡市公告第64号

旧農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和5年8月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和5年8月15日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第65号

亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画(変更)を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該事業計画(都市計画において定められた事項を除く。)に意見のある利害関係者は、令和5年9月13日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和5年8月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業の名称  
亀岡市高野林・小林土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
亀岡市高野林・小林土地区画整理組合
- 3 施行地区の区域  
亀岡市千代川町高野林北ン田、東田、高ノ畑、腰前、小林北ン田、美都路及び植田の各一部
- 4 縦覧期間  
令和5年8月17日から令和5年8月30日まで
- 5 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第66号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により次のとおり公告する。

令和5年8月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 名称、位置及び面積

名 称	位 置	面 積
内丸町公園	亀岡市内丸町地内	0.02ha

- 2 区 域  
別添図面のとおり（略）  
（亀岡市まちづくり推進部都市整備課において一般の縦覧に供する。）
- 3 供用開始の期日  
令和5年8月16日

「揭示済」



亀岡市公告第67号

亀岡運動公園再整備基本計画等業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託事業候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年8月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡運動公園再整備基本計画等業務委託

(2) 業務場所

亀岡市曾我部町穴太土淵地内

(3) 履行期間

契約日の翌日から

令和6年3月29日まで

(4) 業務内容

亀岡運動公園内の国際交流記念公園の体育館エリア（約2.3ha）及び競技場エリア（約3.7ha）について、令和8年に開催予定の全国都市緑化フェア開催を契機とした公園再整備に向けた基本計画並びに今後の基本設計に向けた検討を行うものとする。

(5) 見積限度額

25,000,000円

（消費税及び地方消費税を含む。）

2 募集要項等

別紙「亀岡運動公園再整備基本計画等業務委託公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 スケジュール（予定）

(1) プロポーザル実施の公告

令和5年8月29日（火）

(2) 質疑書受付期限（参加申込みに関するもの）

令和5年9月4日（月）まで

(3) 質疑回答書の送付（参加申込みに関するもの）

令和5年9月7日（木）まで

(4) 参加申込書提出期限

令和5年9月11日（月）まで

(5) 参加資格審査結果通知書の送付

令和5年9月20日（水）

(6) 質疑書受付期限（提案書に関するもの）

令和5年9月22日（金）まで

(7) 質疑回答書の送付（提案書に関するもの）

令和5年9月28日（木）

(8) 提案書提出期限

令和5年10月5日（木）まで

(9) 審査の実施

令和5年10月12日（木）

(10) 審査結果の通知

令和5年10月下旬頃

(11) 契約締結時期

令和5年11月上旬頃

4 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市役所2階

亀岡市まちづくり推進部都市整備課

TEL：0771-25-5071（直通）

FAX：0771-23-5000

E-mail：tosi-seibi@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

## 任免及び辞令

松枝尚哉

亀岡市政の円滑な運営に資するため職員不祥事防止の徹底及び庁内におけるコンプライアンス推進に係るコンプライアンス監として参与に委嘱します

任期は令和6年7月31日までとします

大島博行

小川宜久

(各 通)

渡邊栄実子

湊 妙子

上谷久高

亀岡市企業立地審査会委員に委嘱します

令和5年8月1日

岡崎祐司

三宅基子

青木好子

竹内光雄

森永正幸

伊豆田 藤吉郎

(各 通)

酒井忠繁

八木辰夫

出藏裕子

松村順子

西山貴久子

日下部育子

小嶋哉恵

保城幹雄

亀岡市地域福祉計画策定委員会委員に委嘱します

任期は令和6年3月31日までとします

令和5年8月25日

## 教育委員会欄

## 任免及び辞令

佐々木 丞 平

中西 裕 樹

加藤 美智恵

(各 通)

原田 禎 夫

松岡 久美子

井尻 智 道

前田 尚 武

亀岡市新資料館（仮称）整備検討委員会委員に委嘱します

任期は令和7年8月17日までとします

令和5年8月18日

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第9号

令和5年8月定例総会を下記のとおり公告する。

令和5年8月2日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和5年8月7日（月）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 非農地証明交付について
  - ・第4号議案 令和5年9月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
  - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について
  - ・報告第2号 農地法第4条第1項第8号の適用除外届出書の受理について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第10号

令和5年9月定例総会を下記のとおり公告する。

令和5年8月31日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和5年9月5日（火）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所  
2階 202・203会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について
  - ・第5号議案 令和5年9月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・所有権移転）
  - ・第6号議案 令和5年10月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
  - ・第7号議案 亀岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
  - ・報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
  - ・報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 告示

亀岡市上下水道部告示第17号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

令和5年8月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和5年8月1日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
278	山田設備	山田 巳義	亀岡市千歳町千歳山ノ口35番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第18号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

令和5年8月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和5年8月1日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
244	小杉電気商会	小杉 正之	京都府南丹市八木町八木西町裏54-12

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第19号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

令和5年8月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和5年8月2日

2 廃止業者

指定 番号	業者名	代表者名	住 所
179	八木建設	八木 昌也	京都府南丹市八木町八木東久保34-1

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第20号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
廃止の告示

令和5年8月9日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和5年7月26日

2 廃止事業者

指定 番号	事業者名	代表者名	住 所
168	乾設備	乾 正雄	亀岡市古世町2丁目1番13号

「揭示済」